

防府市地方就職学生支援金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学・大学院（以下「大学等」という。）を卒業・修了した学生の本市への移住を伴う県内就職を支援するため、予算の範囲内で交付する防府市地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者要件)

第 2 条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、申請時において、第 1 号及び第 2 号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(a) 大学等の卒業・修了年度において、東京都内に本部があり、東京圏内のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成 22 年国勢調査から令和 2 年国勢調査の人口減少が 10%以上の市町村をいう。以下同じ。）を除くキャンパスに在学（原則 4 年以上、大学院については原則 2 年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、県内企業の選考面接に係る交通費（以下「交通費」という。）については、在学中（卒業・修了見込み）の場合も対象とする。

(b) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住している。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (a) 本市に移住したこと。ただし、交通費については、県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- (b) 支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、交通費については、県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- (c) 本市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業・修了後に（2）アの要件を満たす企業等に就職し、本市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (a) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (b) 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (c) 防府市税を滞納していないこと。
- (d) 第3条の補助対象経費に対し、他の補助金等を受けていないこと。
- (e) その他市長が支援金の対象として不適當と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (a) 勤務地が県内に所在する企業等に、（1）アの要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。ただし、交通費については、県内に所在する企業に就職することが内定して

いる場合も対象とする。

- (b) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- (c) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (d) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (a) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (b) 勤務地が本市からの通勤が可能な地域に限られること。

（補助対象経費）

第 3 条 卒業・修了年度の 6 月 1 日以降の採用選考活動（面接または試験）に要した往復交通費及び県内企業への就職に係る本市への移転費を対象とする。ただし、正式な内定日は卒業・修了年度の 10 月 1 日以降であるものとする。

（支援金の額等）

第 4 条 支援金の額は、交通費として 2 万円、県内企業への就職に係る県内への移転費（以下：「移転費」という。）として 11 万円とする。ただし、交通費については、山口県内の企業が山口県以外で実施した選考面接に参加した場合にあっては、その参加に係る交通費の実費の 2 分の 1 にあたる額と、2 万円のいずれか低い額とし、移転費については、第 6 条の移転費の領収書の額が 11 万円に満たない場合は、当該領収書の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（交付回数）

第 5 条 支援金の交付回数は、交通費、移転費それぞれ 1 回限りとする。

（支援金の交付申請）

第 6 条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、防府市地方就職学生支援金交付申請書（第 1 号様式）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書
- (2) 卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が１年以内のもの）
（ただし、在学中に交通費を申請する場合は在学証明書）
- (3) 交通費、移転費の領収書
- (4) 就職企業による証明書
- (5) 移住元の住所を確認できる資料
- (6) 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (7) 滞納のないことの証明書（防府市税分）
- (8) 前７号に掲げるもののほか、第２条に規定する対象者要件を満たすことを証する書類のうち市長が必要と認めるもの

（支援金の交付決定）

第７条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、その旨を防府市地方就職学生支援金交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第８条 前条の規定による通知を受けた者は、支援金の交付を受けようとするときは、防府市地方就職学生支援金請求書（第４号様式）を市長に提出しなければならない。

（報告及び立入調査）

第９条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

（支援金の交付決定の取消し及び返還命令）

第１０条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、防府市地方就職学生支援金返還請求書（第５号様式）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等が明らかとなった場合

イ 申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満の間に本市から転出した場合

ウ (在学中に交通費を申請する場合) 支援金の申請日から1年以内に要件を満たす内定企業への就業を行わなかった場合

エ (在学中に交通費を申請する場合) 支援金の申請時において既に本市の住民票がある場合を除き、支援金の申請日から1年以内に本市へ転入しなかった場合

オ 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合
(ただし、退職日から3か月以内に第2条第2号の要件を満たす県内の別の企業に就職する場合を除く。)

(2) 半額の返還

申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年3月31日以前に住民票を移した者については、従前の要綱に基づき取り扱うものとする。

(別紙1)

防府市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

1 山口県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、山口県及び防府市から求められた場合には、それに応じます。

2 以下の場合には、山口県移住支援事業・マッチング支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

(2) 支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

(3) 支援金の申請日から1年以内に防府市に転入しなかった場合：全額

(4) 支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

(5) 転入日から3年未満に防府市以外の市区町村に転出した場合：全額

(6) 転入日から3年以上5年以内に防府市以外の市区町村に転出した場合：半額

やまぐち地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

- 1 山口県及び防府市は、やまぐち地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び防府市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

- 2 居住の状況を確認するために、防府市職員が住民基本台帳に記載されている事項を閲覧することに同意します。
- 3 勤務の状況を確認するために、山口県及び防府市が勤務先から勤務状況に関する情報を取得することに同意します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

防府市地方就職学生支援金交付申請書

防府市地方就職学生支援金交付要綱第6条の規定により、支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学・学部 大学院・研究科			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
面接・試験日	年 月 日			
内定日	年 月 日			

3 移動経路（往復）

[illegible]

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「防府市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「支援金に係る個人情報の取扱い及び住民基本台帳情報の取得について」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、防府市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
本補助金の対象経費に対する国、県、その他機関からの補助金について		A. 受けていない		B. 受けている

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、支援金の支給対象となりません。

管理コード（山口県及び防府市使用欄）	
--------------------	--

年 月 日

（宛先）防府市長

防府市地方就職学生支援金交付申請書

防府市地方就職学生支援金交付要綱第6条の規定により、支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学・学部 大学院・研究科			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名	
	所在地	
面接・試験日	年 月 日	
内定日	年 月 日	

3 移転内容

日付	移転元（東京圏）	移転先	費用※ ¹

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

4 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（防府市）に元からある（移動させていない）※ ²	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※ ²	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※³

別紙1「防府市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「支援金に係る個人情報の取扱い及び住民基本台帳情報の取得について」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、防府市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
本補助金の対象経費に対する国、県、その他機関からの補助金について		A. 受けていない		B. 受けている

※³ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、支援金の支給対象となりません。

管理コード（山口県及び防府市使用欄）	
--------------------	--

防府市地方就職学生支援金交付申請書

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学・学部 大学院・研究科			

訪問先	企業名			
	所在地			
面接・試験日	年 月 日			
内定日	年 月 日			

[illegible]

4 移転内容

日付	移転元（東京圏）	移転先	費用 ^{※1}

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（防府市）に元からある（移動させていない） ^{※2}	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた） ^{※2}	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）^{※3}

別紙1「防府市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「支援金に係る個人情報の取扱い及び住民基本台帳情報の取得について」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、防府市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
本補助金の対象経費に対する国、県、その他機関からの補助金について		A. 受けていない		B. 受けている

※3 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、支援金の支給対象となりません。

管理コード（山口県及び防府市使用欄）	
--------------------	--

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
内定年月日	年 月 日
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
移住先地域内での就業の有無	☐ 居住している都道府県内の事業所に就業している（予定も含む）
対象経費の支援	☐ 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない ☐ 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない

やまぐち地方就職学生支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、山口県及び防府市の求めに応じて、山口県及び防府市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

内定証明書

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)
内定日	年 月 日
交通費支給額	(※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。) 円

3 就業条件等

入社予定日	年 月 日
就業条件	該当する場合はチェックを付けてください。※ ☐ 無期の雇用である。 ☐ 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
勤務地に関する特記事項	該当する場合はチェックを付けてください。※ ☐ 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。 (勤務地限定型社員である、勤務地が1か所である、など)

※地方就職支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

※やまぐち地方就職学生事業に関する事務のため、内定者の情報などを、山口県及び防府市の求めに応じて、山口県及び防府市に提供することについて、内定者の同意を得ています。

年 月 日

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

(以下は、申請者が記載してください。)

上記内定を承諾し、地方就職支援金を申請いたします。

申請者氏名： _____

第 3 号様式（第 7 条関係）

指令 第 号
(住所)
(氏名)

年 月 日付けで交付申請のあった防府市地方就職学生支援金
については、防府市地方就職学生支援金交付要綱第 7 条の規定に基づき、金
円を交付します。

年 月 日

防府市長



第 4 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住所
氏名

防府市地方就職学生支援金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった防府市地方就職学生支援金について、防府市地方就職学生支援金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求額

2 振込先

振込先金融機関	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合							
	支店・店・支所・出張所							
口座番号・種別								1 普通 2 当座
(フリガナ)								
口座名義								

防府市地方就職学生支援金返還請求書

第 号
年（ 年 ） 月 日

様

防府市長

年 月 日付け 第 号で交付決定した防府市地方就職学生支援金について、
次の理由により交付決定を取り消すこととしたので、防府市地方就職学生支援金交付要綱第10条の規定により返還を請求します。

1 支援金交付済額

2 返還請求額

3 取消しの理由

4 返還期限

5 返還方法

別添納入通知書により返還期限までに防府市指定金融機関へ納入してください。